

平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 エ イ ジ ア
(コード番号: 2352 東証ガ-ズ)
本社所在地 : 東京都品川区西五反田七丁目 21 番 1 号
代 表 者 : 代 表 取 締 役 美 濃 和 男
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 中 西 康 治
TEL (03) 6672 -6788 (代 表)

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成23年5月23日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記要領により当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること及び金銭でない報酬等として当社取締役に新株予約権を割り当てることについてご承認を求める議案を平成23年6月23日開催予定の当社第16回定時株主総会（以下「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本総会終了後の社外取締役1名を除く取締役の員数は3名であります。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を金銭の払込みを要することなく無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の割当対象者

当社取締役（社外取締役を除く。）

3. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役に委任することができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,000個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う

ものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から2年を経過した日の属する月の翌月1日から8年間とする。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき(株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき)は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

(8) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(9) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間

上記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（5）に準じて定めるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（7）に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使条件

上記（8）に準じて定めるものとする。

4．本総会の決議によって募集事項の決定を取締役に委任することができる新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

5 . 当社取締役に対する報酬等の具体的な算定方法

当社取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権 1 個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られた価額とする

新株予約権 1 個当たりの公正価額は、割当日における諸条件を元に、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以 上